

旧尾呂志中学校校舎利活用事業者等募集要項

1. 目的

本要項は、小中学校の統廃合に伴い、その用途を廃止した旧尾呂志中学校校舎を利活用する事業者等を公募し、地域・町の活性化を図るために必要な事項を定める。

2. 募集期間

平成29年11月1日（水）～平成30年1月31日（水）

3. 施設等の概要

- (1) 所在地 三重県南牟婁郡御浜町大字上野^{うわの}240-2
- (2) 構造 木造平屋建、瓦屋根、建築面積631.36㎡
- (3) 建築年 昭和24年／平成16年改修
- (4) 土地 2,411㎡

4. 施設の経緯等

旧尾呂志中学校の校舎は、平成14年、小・中学校の再編に伴い、その役割を終えました。その後、平成16年から「尾呂志リハビリ診療所」として再利用されておりましたが、平成29年3月をもってリハビリ診療所が閉鎖されたことにより、現在は、遊休施設となっています。

5. 応募資格

法人、任意団体、個人を問わず応募できるものとします。ただし、次のいずれかに該当する方を除きます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第77号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしている法人等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくはこれらに参与している者（暴力団の構成員からなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等を含む）
- (4) 宗教活動又は政治活動若しくは公序良俗に反する利活用を目的とする者

6. 応募に関する条件や留意事項等

- (1) 事業内容は、地域・町の活性化を図ることを目的としてください。
- (2) 利活用の応募において、譲渡・貸付の別は問いません。
- (3) 現在、旧尾呂志中学校校舎は、登録有形文化財（建造物）として指定されており、利活用にあたっては、今後ともその指定が継続されるものとしてください。
- (4) 各種整備に要する費用については、利活用者の負担となります。
- (5) 隣接地の施設（おろし複合福祉施設つどい、町立尾呂志体育館）の利用に支障を及ぼさないようにしてください。また、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意した利活用としてください。
- (6) 必要に応じ開催するヒアリング、審査会議、地元説明会等において、事業内容をご説明をいただく場合があります。
また、追加資料の提出を求める場合もあります。
- (7) 応募に係る書類作成、提出・協議等に関する費用については、利活用希望者負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (8) 許可を受けた目的以外で利用、また、他者に権利を譲渡または転貸することや、担保に供することは禁止します。

譲渡を希望される場合

- ① 譲渡価格については、総合的な判断により協議のうえ決定します。
- ② 譲渡の条件として、譲渡契約締結後、建物等に隠れた瑕疵があることを発見しても、損害賠償の責任又は契約の解除ができないことを規定します。
- ③ その他契約条件については、法令その他に規定するものの他、御浜町公有財産管理規則の規定等に基づき、必要な協議を経て決定します。

貸付を希望される場合

- ① 貸付料については、総合的な判断により決定します。
- ② 出来る限り長期間（おおむね10年以上）の利活用期間としてください。
- ③ 電気・ガス・水道に係る使用料、電話等の通信回線の使用料、ごみ処理費、施設及び周辺環境の維持・修繕費用、消防設備等の整備費については、利用者の負担とします。
- ④ 現状有姿の貸付を条件とし、各種整備に要する経費は利用者負担とします。
また、施設等の増改築、特殊な施設の設置若しくは内装の変更等を行おうとする場合においては、事業者の責任と費用負担において、予め町の許可を得たうえで、必要な法的行為を合法適正に行ってください。
- ⑤ 消防法等、届出や許認可が必要となるものについては、利用者が手続きを行ってください。
- ⑥ 町が非常時において臨時的に施設を使用する場合には、これにご協力いただくことをご了承ください。
- ⑦ 貸付期間を満了した場合や使用を中止する場合には、速やかに現状回復のうえ町に返還してください。

7. 提出書類等

- (1) 公有財産貸付使用申請書（御浜町公有財産管理規則第3号様式）又は、普通財産譲与（譲渡）申請書（御浜町公有財産管理規則第5号様式）
- (2) 利活用事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式）
- (4) 施設利用計画書（配置図等）
- (5) 定款又は規約等これらに類する書類の写し（任意様式）
- (6) 登記事項証明書（法人のみ）
- (7) その他、事業の説明等に必要な書類または資料（任意様式）

8. 応募者の選定について

募集期間終了後、事業内容等を総合的に評価のうえ、地元住民との協議等を経て利活用事業者等を選定します。

なお、選定にあたり、必要に応じて、ヒアリング、審査会議、地元説明会等を開催する場合があります。

9. 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に通知をします。なお、結果に関する異議等は受付ません。予めご了承ください。

10. 利活用事業者等選定後の手続き

事前協議を経て、譲渡若しくは貸付契約締結に向けた手続きを行います。

11. 連絡先

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町役場総務課

TEL 05979-3-0505 FAX05979-2-3502

メール m-soumu@town.mihama.mie.jp

第3号様式（第16条、第21条関係）

公有財産貸付使用申請書

平成 年 月 日

御浜町長 様

申請者住所
氏 名 印

下記のとおり公有財産を借り受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 所在
- 2 面積
- 3 貸付の目的及び用途
- 4 貸付け期間
- 5 貸付希望価格
- 6 貸付け料の減免を受けようとする場合はその理由
- 7 その他参考事項

第4号様式（第16条、第21条関係）

普通財産譲与（譲渡）申請書

平成 年 月 日

御浜町長 様

申請人 住 所
氏 名 印

下記のとおり普通財産の譲与（譲渡）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 普通財産の所在及び地番
南牟婁郡御浜町大字
- 2 普通財産の区分、種目、構造、面積又は数量
- 3 売却財産の使用目的及び用途
- 4 売却希望価格
- 5 その他参考事項